

近畿高鍋会会則

〔名称〕

第1条 本会は近畿高鍋会と称し、事務局を大阪府豊中市上新田4-2-20-502井川恭子方に置く。

〔目的〕

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、ふるさととの連携を密にしながら高鍋町の発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第3条 本会はその目的を遂行するため、次の事業を行う。

1. 会員名簿の発行
2. 関西地区における高鍋町文化事業等の支援
3. 総会及び懇親会の開催

〔組織〕

第4条 本会は、次の会員を以て組織する。

1. 正会員
近畿地方に在住する高鍋町出身者（一時在住したものを含む。）
その他縁故者とする。
2. 賛助会員
本会の趣旨に賛同し幹事会の承認を得たもの。

〔役員の仕事〕

第5条 本会は、次の役員を置き、次の仕事を遂行する。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 会長（1名） | 会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。 |
| 副会長（2名） | 会長を補佐し、会長事故あるときは、会長を代行する。 |
| 事務局長（1名） | 本会と高鍋町との連絡及び事務処理に当たる。 |
| 常任幹事（若干名） | 会の運営を司り会長の諮問に応じると共に緊急事項の審議に任ずる。 |
| 監事（2名） | 会の事業及び会計の監査に当たる。 |

〔役員を選出〕

第6条 役員を選出は、次の手続きを以て選出する。

- | | |
|---------|---|
| 会長・副会長 | 常任幹事の中より互選によって選出する。 |
| 監事・常任幹事 | 正会員の中より、総会によって選出する。
必要がある時は会長が会員の中から常任幹事を委嘱することが出来る。 |
| 事務局長 | 正会員の中から選出し会長が委嘱する。 |

〔役員の仕事〕

第7条 本会の役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

（任期途中において欠員を生じその補充をした場合任期は前任者の残任期間とする。）

〔顧問の委嘱〕

第8条 本会は顧問を置くことができる。顧問は常任幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

〔議決機関〕

第9条 本会の会議は次の通りとし、次の議決をする。

1. 総会 会員全員を以て組織し、年1回開催し、予算決算の承認、役員を選出承認および会則の変更など重要事項の議決をする。
2. 役員会 役員全員を以て組織し重要事項の審議に当たる。
3. 常任幹事会 会長、副会長、監事、常任幹事、事務局長等の役員を以て組織し、会の運営に関する事項並びに緊急事項を決議する。
但し緊急を要する事項で会議の開催が間に合わない時は会長、副会長、監事の三役で決議する。（但し、重要事項は役員会に報告し承認を得なければならない。）

〔議決の方法〕

第10条 本会の議決は出席者の過半数を以て決する。賛否同数の時は議長がこれを決する。但し、役員会、常任幹事会は2分の1の出席を以て成立するものとする。

〔会費の徴収〕

第11条 本会の経費は下記の通りとする。

1. 会費 年額1,000円とする。
2. その他 援助金、事業収入、寄附金等。
3. 会員より退会の申し出があった場合は、これを認める。納入した会費は理由の如何に拘らず返金しないものとする。
4. 3年以上未納の場合は、退会扱いとする。

〔会計年度〕

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

〔事務局〕

第13条 本会事務を処理するため、事務局に会計係、庶務係を置くことがある。会計係、庶務係は会長が委嘱する。

〔慶弔〕

第14条 会員および本会関係者に慶弔ある時は、別に定める規定により行う。

1. 継続して3年以上会費を納入したものに限り弔電を送ることができる。

〔会則の変更〕

第15条 本会の会則は総会に出席した会員の過半数がなければ変更することが出来ない。

附則

1. 本会則は平成24年5月19日より施行する。
2. 平成25年5月11日 一部改正